

○ 住居確保給付金

概要：離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方、離職または廃業をした方や個人の責によらない理由で同程度に減収した方で常用就職を目指す方については、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給する。

申込時期：随時

問合せ先：自立相談支援機関